様式第９号（第７条関係）

受第 　　　　　　　号

　年　　月　　日

**補助金交付決定通知書**

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長

　　　　年　月　日付で申請のあった家庭用水施設整備推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、家庭用水施設整備推進事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１．交付金額　　　　　　一金　　　　　　　円

２．交付条件

　１）補助対象者は、　　　年　　月　　日までに補助事業を完了しなければならない。補助対象者は、上記の期限までに補助事業が完了しないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

　２）承認事項等

（１）補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　イ　補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

　　（２）補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

　３）状況報告

　　　補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

４）実績報告

　　　補助対象者は、補助事業完了の１ヶ月を経過した日（第７条第１項の規定により

事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から１ヶ月を

経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の３月末日のいずれか早い日までに

実績報告書を提出しなければならない。

　５）水質検査結果の報告

補助事業で水質検査を実施していない場合は、事業が完了した６０日以内に検査を

実施し、結果書を提出すること。

６）補助金の確定

　　　町長は、前号の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金

の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の

額を確定し、通知するものとする。

　７）補助金の交付

補助金は、前号の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

　８）消費税等に関する特例

　　　税法の改正により消費税等の税率の引き上げが施行され、当該改正税法施行日以降に

工事の引渡しが行われた場合は、交付金額の消費税等相当額は変動後の税率により計算

した額とする。